

嵐山町重度心身障害者医療費「現物給付」取扱いのお願い

(平成28年4月診療分から)

1 現物給付（窓口払い廃止）取扱いのお願い

嵐山町では障害者が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険診療の一部負担金について、対象者が窓口での負担を不要とする「現物給付」方式を開始いたします。

つきましては、趣旨をご理解いただきまして、平成28年4月診療分から「現物給付」方式の取扱いをお願い申し上げます。

保険診療の一部負担金につきましては、従前からあります国の公費負担医療に係る請求書の記載方法と同様に、診療報酬明細書に嵐山町重度心身障害者医療費の公費負担番号を記載し、埼玉県社会保険診療報酬支払基金または埼玉県国民健康保険団体連合会に請求をしていただくものです。

2 嵐山町重度心身障害者医療費対象者

対象者は右の受給者証を提示する方です。
受給資格証の確認をお願いします。

- ・身体障害者手帳1級～3級所持者
- ・療育手帳④、A、B所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
(精神病床に係る入院は対象外)

埼玉県で指定された公費負担番号

公費負担番号 82 11 050 3

様式第2号(第4条関係)

後援医療 | 社保 | 国保

④ 嵐山町重度心身障害者医療費受給者証	
公費負担番号	8 2 1 1 0 5 0 3
記号番号	
受給者	氏名
	住所
	生年月日
保護者	氏名
	住所
有効期間	
埼玉県 嵐山町 委	



3 現物給付限度額「月額21,000円」

1 か月あたりの現物給付は、ひとつの医療機関(総合病院は1診療科目)の入・通院別で月額21,000円未満とします。

21,000円以上の場合は、従来どおり窓口払いとします。

当初、現物給付で診療を開始し、同月の途中で21,000円以上となった場合、該当する診療科目の当月分は窓口払いとなります。

診療月において、限度額21,000円を超えそうな受給者については、現物給付ではなく、窓口払いが生じる旨を説明していただきますようお願いいたします。

なお、他の院外処方費分については、窓口払いをお願いいたします。

4 一部負担金(現物給付の診療報酬分)支払方法

一部負担金分の支払については、審査支払業務を埼玉県社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託しています。請求に基づきまして各審査支払機関より医療機関への振込みとなります。

当該月分の一部負担金分は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金または埼玉県国民健康保険団体連合会より翌々月に支払われます。

5 他公費の優先

対象者によっては、重度心身障害者医療費支給事業だけではなく、他の公費負担医療制度にも該当する場合があります。

重度心身障害者医療費支給事業は、他の公費負担医療制度が優先する制度です。他の公費に自己負担額がある場合は、その自己負担額分が町の現物給付の対象となります。

問い合わせ

嵐山町役場 健康いきいき課 社会福祉担当

電話 0493-62-0716 (直通)